



# 青森県報

第二千百三十三号

平成十五年二月七日(金曜日)

## 目次

保安林の指定予定	……………	(林政課)	…	一
右 同	……………	( 同 )	…	二
公 告	……………			
肥料登録の有効期間の更新	……………	(農林水産政策課)	…	二
建設業者の許可の取消し	……………	(弘前県土整備事務所)	…	二
右 同	……………	( 同 )	…	三
右 同	……………	(八戸県土整備事務所)	…	三
出先機関	……………			
土地改良区の役員の退任	……………	(中南部農林事務所)	…	三
右 同	……………	(上北農林事務所)	…	三
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	( 同 )	…	四
土地改良事業の工事の完了	……………	(西地方農林水産事務所)	…	四
公安委員会	……………			
型式の検定適合遊技機	……………	(生活安全企画課)	…	五

## 公営企業

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……六

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……六

## 告 示

青森県告示第七十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字毘沙門字上熊石一の二九四から一の三一二まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木村守男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡福地村大字吉米地字築久保六の二(次の図に示す部分に限る。)、一、五の一、六の一、七の一、字御嶽三三の三、一三三の三、一三三の四、一三三の六、六〇の一、字観音平一四、二七の一、二七の三、大字片岸字坂ノ下一〇、一一の一、一五から一七まで、一九の二、字片岸五、六の二、一三、一四、一五の二、一三三、字夏澤道添五、一八の一、一八の四、一八の五、一八の七から一八の九まで、三四の一、字大久保一の二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び福地村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により平成十五年一月三十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木村守男

登録番号 青森県第 三三一号	肥料の種類 消石灰	肥料の名称 六五・〇消 石灰	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 六五・〇	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 有限会社田中 石灰タンカル 工業 八戸市小中野 一六丁目二五の 四
----------------------	--------------	----------------------	-----------------------------------	------------	---

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次とおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社八ナダ建築
- 二 代表者の氏名 花田 勝義
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡岩木町大字葛原字大柳一一三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一五七八三号
- 五 取消年月日 平成十五年一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社エスケイエンジニアリング

二 代表者の氏名 佐藤 亨

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字館山字板橋一四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第五二九号

五 取消年月日 平成十五年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年一月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 山内水道設備

二 氏名 山内 晴子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字八日町七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一〇三三二二号

五 取消年月日 平成十五年一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

中南地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理 事	久保田 義光	南津軽郡藤崎町大字中島字中元二五	平成二五・一・一〇

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

上北地方農林水産事務所長 田 中正之

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	古里 政夫	上北郡六戸町大字折茂字今熊五の二	平成十四・三・七

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年二月七日

上北地方農林水産事務所長 田 中正之

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	竹内 広之	上北郡上北町大字大浦字東道ノ上二五の一	平成十四・九・五就任
"	新山 龜弥	字中久根一	"
"	千葉 武志	字明堂向六	"
"	千葉 孫一	字沼端一六	"
"	沼尾 昭市	字中久根下	"
"	小笠原 繁志	字館野七一	"
"	小笠原 秀文	字淋代四の	"
"	坂本 宏	字大沢三七	"
監事	尾形 修	字道ノ下一	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

土地改良事業の工事の完了

平成十五年二月七日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

監事	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
新山 助十郎	字明堂向一	三八の一	"
小笠原 正治	字館野三八	の一	"
沼田 貞美	字沼端五七	の一	"
千葉 武志	字明堂向六	七	十四・九・四退任
新山 龜弥	字中久根一	"	"
千葉 政彦	字井尻一七	"	"
沼山 公雄	字立野五〇	の一	"
小笠原 勘蔵	字中久根下	五四の一	"
市川 清司	字向山二五	の一	"
竹内 広之	字東道ノ上	二五の一	"
坂本 宏	字大沢三七	の一	"
小笠原 秀文	字館野七一	の一	"
小笠原 健蔵	字明堂向六	の一	"
新山 重雄	字家ノ前三	の一	"
沼田 範雄	字道ノ下一	八の一	"
尾形 修	字道ノ下一	〇の一の六	"

八 一 一	八 一 〇	八 一 〇九	八 一 〇八	八 一 〇七	八 一 〇六	八 一 〇五	八 一 〇四	八 一 〇三	八 一 〇二	八 一 〇一	八 六	八 五	八 四	八 三	八 二	八 一	土地改良事業の名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十二年災農地災害復旧事業
一四・五・二〇	一四・四・二六	一四・七・一	一四・七・元	一四・七・六	一四・九・一〇	一四・七・二四	一四・六・三	一四・四・三	一四・八・二六	一四・六・二〇	一四・四・三	一四・二・三〇	一四・五・三	一四・五・二〇	一四・七・三	一四・四・二〇	事業を行う者
																	工 事 完 了 日

〃	八 一 二 二	〃	一四・四・一六
---	------------------	---	---------

**公 安 委 員 会**

青森県公安委員会告示第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR・神龍物語YJ	株式会社平和
〃	CRE・T・V	株式会社サンセイアールアンドディ
〃	CRE・T・M	〃
〃	CRE・T・MV	〃
〃	CR静かなるドン新鮮組逆襲編パート2	マルホン工業株式会社
〃	CRワイルドミルキールB	株式会社ニユーギン
〃	CRファイバーワンダーパワフルJXW	株式会社三共

〃	マジカルカーベットDX	〃
〃	回胴式遊技機	サミー株式会社
〃	サバンナパーク	株式会社アリストクライト
〃	ヒノクニ	テクノロジーズ
〃	ターザンガール	株式会社エレコ
〃	シマムスメ 30	株式会社オリンピックア

公 営 企 業

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年二月七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員の旅費に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「場合」の下に「（公用車を利用して旅行した場合を除く。）」を加える。

附 則

1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の青森県公営企業職員の旅費に関する規程第三条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年二月七日

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員公舎規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表村元公舎の項中「一万四百五十円」を「七千八百四十円」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県知事 木 村 守 男

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社
---------	-----------------------	---------	----------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭